

第97号議案

知事及び副知事の給料の特例に関する条例

(知事の給料の特例)

第1条 知事の給料の月額は、平成25年10月1日から同月31日までの間において、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和23年島根県条例第88号。以下「特別職給与条例」という。）第2条第3項並びに知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号。以下「知事等給与特例条例」という。）第1条本文及び附則第2項の規定にかかわらず、特別職給与条例第1号表に定める額に知事等給与特例条例第1条本文及び附則第2項の規定を適用した場合に得られる額から、当該額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(副知事の給料の特例)

第2条 副知事の給料の月額は、平成25年10月1日から同月31日までの間において、特別職給与条例第2条第3項並びに知事等給与特例条例第2条本文及び附則第2項の規定にかかわらず、特別職給与条例第1号表に定める額に知事等給与特例条例第2条本文及び附則第2項の規定を適用した場合に得られる額から、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成25年10月分の給料の月額について適用する。